

素案策定に係る主な意見について

	主な意見	対応案
<p>医療提供体制に係るワーキンググループ</p>	<p>①新型コロナ対応を念頭に計画を策定しているが、想定を上回る病原性等を有した新興感染症への備えも必要である。</p> <p>②医療機関における未知の感染症に対する不安や警戒感を払拭するため、積極的に事例検討や協議の場を設定していただきたい。</p> <p>③コロナのクラスター対応において、施設へのICN派遣が効果的だったと感じている。変更計画においてもICN派遣の取組を明記していただきたい。</p> <p>④コロナ対応を踏まえ、外来患者の移送体制の整備（入院の必要までは無い患者の帰宅手段の確保など）を図っていただきたい。</p> <p>⑤新たな感染症危機発生時の医薬品の備蓄、供給等についても計画上に記載していただきたい。</p>	<p>①第1の1「ただし、健康危機をもたらす感染症としては、新型コロナウイルス感染症等の呼吸器症状を主体とする感染症だけではなく、神経症状、消化器症状が主体の感染症や、蚊媒介等の感染経路が異なる感染症など、様々な感染症が存在することから、想定外の事態が起こりうることも十分念頭に置いた上で、健康危機発生時には、その都度適切に情報収集及び現状分析を行い、対応を変更する。県は、全国知事会など関係機関と連携し、国に対して、新たな感染症危機発生時には、国の責任において、病原体の特性、検査法、感染対策、治療薬及びワクチンその他の国内外の最新の知見に基づく情報を迅速に収集し提供するよう求める。」により対応します。 ※ご指摘のとおり、想定を上回る事態への備えは非常に重要であるため、コロナ対応を念頭に置いた計画策定という国の方針を踏まえながらも、想定外の事態への対応についても明記します。</p> <p>②第4の1の（5）「県は、新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、医療機関における当該感染症に対する不安の軽減等を図るため、国や感染症指定医療機関から共有された国内外の最新の知見や情報の提供等を行うための協議の場を設定するなど、必要な取組を行う。」により対応します。</p> <p>③第4の6の（5）「県は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に高齢者施設等における新型インフルエンザ等感染症等のまん延を防止するため、平時から医療措置協定を締結した医療機関等の関係機関や感染管理認定看護師等と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染症対策の助言を行うことができる体制の確保を図る。」により対応します。</p> <p>④第4の7の（2）「県は、新型インフルエンザ等感染症等の患者の移送について、平時から、連携協議会等を活用し、消防機関や医療関係団体など関係機関と連携しながら、病原性や感染性等に対応した必要な車両の確保、民間事業者への業務委託等による体制整備を図る。」により対応します。</p> <p>⑤第4の8の（3）「県は、新型インフルエンザ等感染症等の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、特措法に基づき、必要な医薬品の備蓄又は確保を行う。また、新型インフルエンザ等感染症等の汎流行時に、地域におけるその予防又は治療に必要なその他の医薬品の供給及び流通が円滑に行われるよう、国の方針を踏まえ、宮崎県医薬品卸業協会など関係機関と連携しながら必要な調整に努める。」により対応します。</p>
<p>宮崎県看護協会</p>	<p>修正意見は無いが、県看護協会が携わった宿泊施設業務では、記録・集計業務等の効率化が課題であった。計画本文中に医療DX推進について記載されているが、タブレットで直接入力でき、かつ、そこに入れば、情報が把握できるというシステムを作っていただくと大変ありがたい。</p>	<p>コロナ対応を踏まえ、新たな感染症危機発生時には、庁内外の関係者と連携しながら、各業務の効率化を図ってまいります。</p>
<p>宮崎県人権擁護委員連合会</p>	<p>第7の「3感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重」の(ウ)について、「健康教育の実施、関係機関との連携、園児から一般の人々を対象にすること、中傷・偏見・差別の防止」の内容を追加し、より具体的な内容にしていきたい。</p>	<p>第7の3（ウ）「パンフレット等の作成、キャンペーンや一般向け講習会の実施、各種健康教育等を通じ、関係機関と連携しながら、幅広い年齢層に対し、正しい知識と中傷や偏見、差別の防止による人権尊重について普及啓発を行う。」により対応します。</p>
<p>高鍋町</p>	<p>第4の「5宿泊施設の確保」について、「計画変更にあたり、特に関係する主要機関」に各市町村が入っているが、計画本文中には市町村が記載されていない。市町村に対し、こういった役割を想定してるのか。</p>	<p>第4の5の（1）「県は、(中略)地域の実情を踏まえ、連携協議会等を活用し、民間宿泊業者等や医療関係団体、保健所設置市、市町村など関係機関と連携しながら宿泊施設の体制整備を図る。」により対応します。 ※新たな感染症危機発生時には、コロナ対応時における宿泊療養施設設置の経験を参考に、地域の感染状況等を踏まえ、市町村を含めた関係機関と連携しながら宿泊施設の体制整備を図ることを想定しています。</p>

宮崎県感染症医療提供体制に係るワーキンググループ 意見概要

1 医療機関等との協定に係る事前調査の回答結果と分析について

- 未知の感染症に対する不安を払拭するため、手厚い支援と確実な情報の提供が必要。
- 流行初期における医療機関の不安を解消させるために、行政や医師会、感染症指定医療機関が連携して情報発信していくなどの対応が必要。
- 今回の調査では入院・外来のコロナ対応医療機関について重点的に調査を行った。回答のない医療機関や薬局、訪看への調査は、今後粘り強く働きかけを行っていく。また、調査に協力してもらえよう地元の医師会への働きかけも行う。(事務局)

2 予防計画の医療提供体制の確保に係る数値目標について

- 医療体制が厳しい医療圏へのフォローが必要。また、実際に各医療圏の住民がどの病院にアクセスするのか、特定の圏域へ偏在している場合は、そのようなことへの配慮も必要。
- 感染症によって起こる特殊な疾病に対応できる医療機関を示してほしい。
- 宿泊療養者への医療提供をする医療機関数について、50以上の医療機関と協定見込だが、必要に応じての対応よりも高齢者施設等の往診等に注力すべきではないか。
- PPEの備蓄について、医療機関ごとで業者などをお願いして備蓄するのは難しいのではないか。県全体で一体的におこなっていくべきである。
- 後方支援の回答結果とコロナでの実際の受け入れとで差がないか確認し、差がある場合は理由を分析することが必要。

3 協定締結医療機関を増やすための取組について

- 臨床検査技師や臨床工学技士の人材育成が必要。また、医師や看護師以外に臨床工学技士や整備担当職員などの応援態勢も必要。
- 新型コロナの時に感染管理認定看護師の教育課程が県立看護大学で実施されたことは、非常に良かったことだと思うが、その取組が今後も継続されるのか選別することが重要。
- 感染症に係る情報提供がされる中で、大量の情報の中から、どの情報が重要なのか選別することが重要。
- 感染症指定医療機関の不安軽減屋情報共有のため、定期的な会議の場を平時から用意してほしい。
- テレビ会議のようなインターネットを利用した会議などを行う仕組みが確立されたので、情報提供の手段として、今後もより積極的に活用していくべきと考える。
- 財政的な支援について明確に示してほしい。

4 宮崎県感染症予防計画(案)の記載内容について

- 有事に備え、救急体制等の整備についても取り組んでほしい。
- 6(8)の県民が自宅療養に備えた生活必需品の備蓄に努めることはすごく大切なことであり、もっと県民に呼びかけていくべきだ。

宮崎県感染症対策連携協議会 意見概要

1 医療提供体制について

- 新興感染症に対する不安がある中、宿泊療養施設の運営にあたっては不安の軽減に努め、しっかりと機能させていく必要がある。
- 統括 DMAT 等の医療コーディネーターの人材確保について、感染症流行時においても災害時における連携体制と同じように対応していただきたい。
- 各感染症指定医療機関に感染症専門医が配置できるよう、人材育成が必要ではないか。
- 外来に係る協定締結医療機関を増やすためには、医療機関に対し、致死率や重症化率、実効再生産数等のウイルスの前提条件を示し、具体のイメージを持ってアプローチした方が良いのではないか。
- 一般医療との両立を図るため、感染が落ち着いている地域が感染拡大している地域のバックアップに努める体制の構築など、地域の実情を踏まえながら医療機関間の連携を強化していく必要がある。
- 流行初期においては、情報が乏しく手探りでの対応を強いられる中、医療機関が集まり、対応方法等に係る勉強会や情報交換を行うことが有効である。
- 流行初期において、感染症指定医療機関から、治療方法等を提供することは難しいが、臨床データに係る情報提供は可能である。また、コロナ対応の際に当院作成のスクリーニングシートを提供したように、新興感染症発生時においても同様の対応ができればと考えている。
- 薬局は従業員数が少ないところも多く、近隣の薬局との協力体制が重要になる。有事の際の応援体制の整備を図る必要がある。

2 保健所機能の維持について

- コロナ対応を踏まえ、IHEAT 等の人員確保に力を入れていただきたい。
- 保健所における人員受入体制の整備も重要。IHEAT 等が保健所業務を支援するにあたり、住民からの問い合わせ等にも対応することになるため、電話応対マニュアル等を整備する必要がある。

3 検査体制について

- 医療機関等との協定締結等により、検査体制の確保を図る必要がある。